# 提　案　制　度　の　流　れ

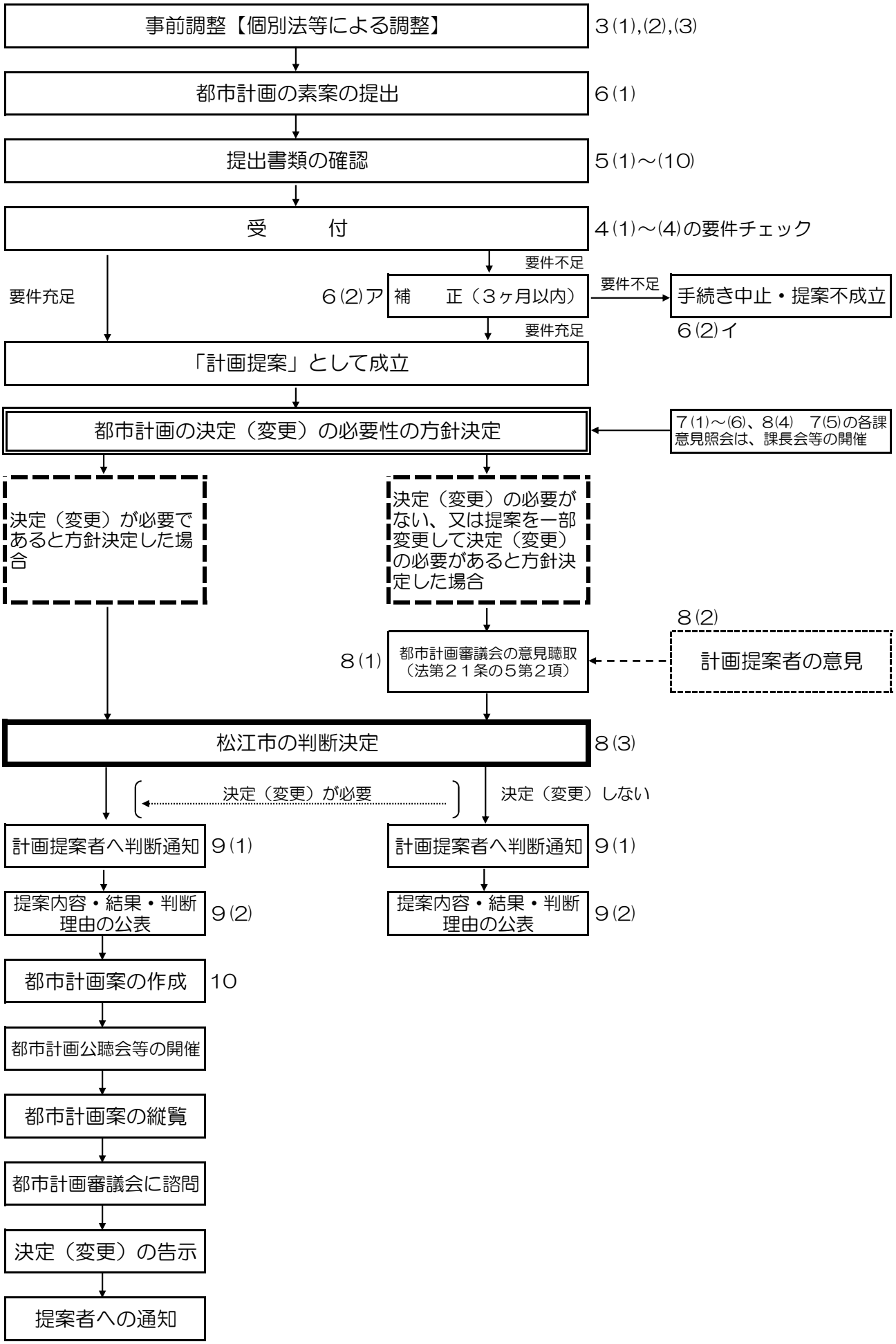
事前調整【個別法等による調整】
3(1),(2),(3)
都市計画の素案の提出
6(1)
提出書類の確認
5(1)～(10)
受　　付
4(1)～(4)の要件チェック
要件不足
要件充足
6(2)ア
補　　正（3ヶ月以内）
要件不足
手続き中止・提案不成立
6(2)イ
要件充足
「計画提案」として成立
都市計画の決定（変更）の必要性の方針決定
7(1)～(6)、8(4)　7(5)の各課意見照会は、課長会等の開催
決定（変更）が必要であると方針決定した場合
決定（変更）の必要がない、又は提案を一部変更して決定（変更）の必要があると方針決定した場合
8(2)
8(1)
都市計画審議会の意見聴取（法第21条の5第2項）
計画提案者の意見
松江市の判断決定
8(3)
決定（変更）が必要
決定（変更）しない
計画提案者へ判断通知
9(1)
計画提案者へ判断通知
9(1)
提案内容・結果・判断理由の公表
9(2)
提案内容・結果・判断理由の公表
9(2)
都市計画案の作成
10
都市計画公聴会等の開催
都市計画案の縦覧
都市計画審議会に諮問
決定（変更）の告示
提案者への通知